

※本紙（1 ページ目のみ）をご記入いただき、ご提出ください。

相談支援従事者現任研修受講年度の確認票

相談支援専門員として業務を継続するには、初任者研修を修了した翌年度から5年度毎に現任研修を受講する必要があります。
あなたが現任研修を受講しなくてはならない時期をこの票で確認してください。

【確認票記入の手順】

- 1 まず、あなたの相談支援従事者初任者研修の修了証書に記載されている修了年度を、「起点（初任者研修）」欄に記入します。

過去に「障害者ケアマネジメント従事者研修」（H11年度～17年度に実施）を修了した方は、その後の「初任者研修1日研修」（H18年度～23年度まで実施）を修了した年度が「起点（初任者研修）」となります。

- 2 続いて、「起点（初任者研修）」の次の年度を「第1期間 現任研修」の①に記入し、「第3期間」⑤まで順次記入します。
- 3 すでに現任研修又は主任相談員研修を修了している方は、それぞれの修了証書にある 修了年度を○で囲んでください。（主任相談支援専門員研修を修了されている方は、現任研修を修了したとみなされません。）
- 4 現任研修を修了した年度の属する期間中は、再度現任研修を受講する必要がありません。
あなたが今後、現任研修を受講する時期を確認してください。

起点 (初任者研修)	第1期間 現任研修					第2期間 現任研修					第3期間 現任研修					第4期間 現任研修				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②			
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度			

- 【注意】
- ・基準となるのは、初任者研修の修了年度です（現任研修を受講しても、基準となる起点日はあくまで初任者研修修了年度になることに注意してください。次ページの2例目参照）。
 - ・第1期間・第2期間・第3期間・・・のそれぞれの期間毎に1度受講しないと、相談支援専門員の任用資格が失効します。
 - ・既に相談支援専門員の資格が失効している方は、初任者研修を受講する必要があります（現任研修の対象外）。
 - ・仮に、1つの期間中に複数回現任研修を修了していても、次の期間は改めて受講する必要があります。

□平成 30 年度に初任者研修を修了し、まだ現任研修を修了していないパターン

起点 初任者研修	第 1 期間 現任研修					第 2 期間 現任研修					第 3 期間 現任研修				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度

↑
まだ現任研修を修了していない場合は、この期間内（令和 5 年度末=R6.3.31 まで）に現任研修を受講する必要があります。

□平成 29 年度に初任者研修を修了し、令和 3 年度に現任研修を修了したパターン

起点 初任者研修	第 1 期間 現任研修					第 2 期間 現任研修					第 3 期間 現任研修				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度

↓
第 1 期間内（R3）に現任研修を修了しているので、
第 1 期間内はこれ以上現任研修を受講する必要はありません。
≒ R4 年度は受講不要。

↑
次は第 2 期間（R5～R9）のいずれかの年度に
2 回目の現任研修を受講する必要があります。

■平成 25 年度に初任者研修を修了し、まだ現任研修を修了していないパターン

起点 初任者研修	第 1 期間 現任研修					第 2 期間 現任研修					第 3 期間 現任研修				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度

⇒H30 年度末（H31.3.31）の時点で初任者研修 修了の効力は失効